

産業廃棄物処理施設設置許可証

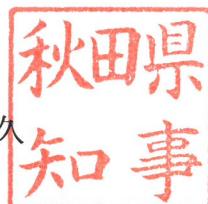
令和3年3月29日

住 所 秋田県大館市花岡町字堤沢42番地

氏 名 エコシステム秋田株式会社
代表取締役 小山 光弘

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

秋田県知事 佐竹 敬久



許可の年月日	令和3年3月29日	許可番号	環備-731	
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)		1 施設の種類 中間処理施設（汚泥の焼却施設、廃油の焼却施設、廃プラスチック類の焼却施設、産業廃棄物の焼却施設） 2 産業廃棄物の種類（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物を除く。） 汚泥（電子・電気機器類のリサイクルに係るものに限る。）、廃油、廃酸（電子・電気機器類のリサイクルに係るものに限る。）、廃アルカリ（電子・電気機器類のリサイクルに係るものに限る。）、廃プラスチック類（電子・電気機器類のリサイクルに係るものに限る。）、ゴムくず（電子・電気機器類のリサイクルに係るものに限る。）、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（電子・電気機器類のリサイクルに係るものに限る。） 3 特別管理産業廃棄物（感染性産業廃棄物、特定有害産業廃棄物を除く。） 廃油、廃酸（電子・電気機器類のリサイクルに係るものに限る。）、廃アルカリ（電子・電気機器類のリサイクルに係るものに限る。）		
設置場所		秋田県大館市花岡町字滝ノ沢6番2他		
処理能力		汚泥の焼却施設 750 kg／時 (18 t／日) 廃油の焼却施設 500 kg／時 (11.26 t／日) 廃プラスチック類の焼却施設 750 kg／時 (18 t／日) 産業廃棄物の焼却施設 2,500 kg／時 (60 t／日)		

許可の条件	なし
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有・無
留意事項	<ol style="list-style-type: none">施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。